

議案第 73 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
定める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市の組織及びその事務管理に関する条例（平成16年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「協働」の次に「、共創」を加える。

第2条第1項中「、室及び課（以下「部等」という。）」を削り、同条第2項中「部等」を「部」に改める。

第3条中「部等が」を「部が」に改め、同条市長公室の項中「市長公室」を「総合政策部」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の3号を加える。

(4) 移住・定住促進等による若者が集うまちの形成

(5) 情報政策の企画立案、総合調整などデジタル技術を活用した利便性の高い暮らしの実現

(6) 急性期医療をはじめとする地域医療連携の総合的な推進

第3条危機管理課の項を削り、同条経営管理部の項第3号を次のように改める。

(3) 危機への適切な準備と対応による市民や地域の安全の確保及び犯罪や事故の未然防止と暮らしの安全安心の確保

第3条経営管理部の項第10号中「部等」を「部」に改め、同条地域創生部の項中「地域創生部」を「地域共創部」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 多様な主体による協働、共創の取組を通じたパートナーシップによるまちづくり

第3条地域創生部の項第3号中「地域の魅力や個性を生かし、市民の高い協働意識に支えられた」を「地域の魅力や個性を生かした」に改め、同条福祉共生部の項中「福祉共生部」を「共生社会部」に改める。

第4条中「部等」を「部」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。